

令和3年度草津市障害福祉の取り組み予定について（新規等主な事業）

1 草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金

平成30年度より、新規ケースや市の委託相談支援事業所であるほっとココからの移行ケースについて、サービス利用計画、またはモニタリング報告書を作成した指定特定相談支援事業所（以下、相談支援事業所と言う。）に対して、草津市指定特定相談支援体制強化費補助金を交付していましたが、各相談支援事業所が当該補助金をより利用しやすい制度にするため、令和2年度に補助金要綱を改正し、交付要件を下記の通り緩和しました。

第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画においても、障害児・者ともに相談支援に対する需要は年々高まっていくと予測しており、早急に相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

令和3年度においては、当該補助金制度をさらに周知し、草津市内は基より、要件緩和により対象エリアとした湖南福祉圏域にある相談支援事業所においても活用していただけるよう利用促進を図ります。

〔要綱改正ポイント〕

	旧制度（令和元年度まで）	新制度（令和2年度～）
対象事業所	指定特定相談支援事業所のみ	指定特定相談支援事業所および指定特定障害児相談支援事業所（草津市、栗東市、守山市、野洲市の事業所）
補助対象要件	新規ケース、またはほっとココからの移行ケース数が5件以上となる事業者	新規ケース、ほっとココからの移行ケース、または発達支援センターからの移行ケース数が1件以上となる事業者
申請時期	1年に1回申請	3カ月ごとに申請可
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎加算費の上限あり（2年） 計画：1件につき15千円 モニタ：1件につき12千円 それぞれ1件につき請求は2回が上限 ●追加加算費が10件毎の補助 10件以上：初年度254千円 次年度 89千円 20件以上：初年度639千円 次年度297千円 以下省略 	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎加算費の上限なし 計画：1件につき15千円 モニタ：1件につき12千円 <u>請求に上限はなく、支援終了まで毎年請求可能</u> ●追加加算費が5件毎の補助 5件以上：初年度116千円 次年度 30千円 10件以上：初年度254千円 次年度 89千円 以下省略

2 基幹相談支援センターの機能強化

草津市では相談支援体制の充実・強化を図るために、令和2年度から基幹相談支援コーディネーターを設置しております。

令和3年度については、引き続き、更なる機能強化に向けて、より具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

基幹相談支援コーディネーターの具体的な事業内容としては、下記の6項目となり、相談支援事業所内で調整が難しい困難ケース等の相談・訪問・会議の同行支援、事業所内の研修開催等、障害の種別に関わらず、地域の総合的・専門的な相談支援窓口として活用することができます。

草津市における相談支援の中核的な役割を担い、障害者支援における様々な場面で機能することができるよう、委託事業者と調整を図ってまいります。

[事業内容]

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施（調整が難しいケースの対応等）に関すること
 - ア 障害の種別や各種ニーズに対応できる相談窓口として、総合的・専門的な相談支援を実施
 - イ 新規ケースの緊急的な相談支援および地域の相談支援事業所への引継ぎ

- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組に関すること
 - ア 地域の相談支援事業所への専門的指導・助言
 - イ 相談支援従事者等の人材育成

- (3) 社会資源の活用支援に関すること
 - ア 地域資源の開発、強化
 - イ 自立支援協議会等への参加および運営協力

- (4) 権利擁護・虐待防止に関すること
 - ア 受理会議への参加・助言・情報提供
 - イ 被虐待者、養護者への支援体制へのフォローアップ
 - ウ 権利擁護・虐待防止に関する啓発・研修の企画・運営・講師

- (5) 地域移行・地域定着の促進の取組に関すること
 - ア 地域移行・地域定着の事業促進・普及・啓発

- (6) 地域生活支援拠点に関すること

3 地域生活支援拠点等の整備事業

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を令和5年度運営開始に向けて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

《参考》 第6期草津市障害福祉計画（2021~23）から抜粋

第2章：計画の数値目標等 → 3. 地域生活支援体制の充実

【国の基本指針に定める目標値】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。

【市の成果目標】

障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

（1）当市の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう面的整備型にて地域生活支援拠点を整備します。

（2）地域生活支援拠点の必要な機能については湖南福祉圏域をはじめ、草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて障害のある人のニーズを総合的に捉え、機能強化を図ります。